月次総会議事録

令和８年（第９回）加古川市農業委員会月次総会
令和８年９月２５日（金）

加古川市役所北館４階　大会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

１　長井　義弘	２　篠原　武已	３　高橋　美代子
~~４　前川　裕美~~	５　宇野　孝	６　丸山　良作
７　都倉　澄子	８　井相田　つや子	９　橋本　末弘
１０　田中　幸和	１１　藤原　正樹	１２　稲岡　幸作
１３　貴傳名　得博	１４　中川　正晴	１５　柿本　真千代
~~１６　黒田　育利~~	１７　前田　祥道	１８　岩脇　政明

欠席

４　前川　裕美	１６　黒田　育利

事務局

局長	福井　大介	次長	中村　浩孝
農政企画担当副課長	寺田　卓史		

現地調査（西地区）
９月１７日（木）　午前９時３０分から
橋本副会長、藤原総務委員長、都倉委員、貴傳名委員　事務局２名

現地調査（東地区）
９月１７日（木）　午後１時１０分から
橋本副会長、藤原総務委員長、宇野委員、柿本委員　事務局２名

丸山　良作　会長　議長席へ

開会時刻　　午後１時３３分

議長　　ただ今より、令和８年第９回の月次総会を開催いたします。
本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局　　委員の出席状況を報告いたします。
委員定数　　１８名
委員現在数　　１８名
本日の出席委員数　　１６名
以上です。

議長　　事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長　　異議なしの声がありましたので、８番　井相田　つや子　委員、９番　橋本　末弘　委員、両名よろしくお願いいたします。

議長　　それでは議事に入ります。
議案第９０号を議題といたします。
議案第９０号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局　　議案書１ページ、審議参考資料１ページをご覧願います。
恐れ入りますが、議案の訂正をお願いいたします。議案第９０号のうち、３番につきましては、９月１８日付けで取下書の提出がありましたので、議案から削除願います。
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第３条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第９０号　農地法第３条の規定による許可申請に対する許可を求めること。
１　加古川町大野[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。
２　加古川町大野[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。
議案書２ページをご覧ください。

４　神野町西之山[redacted]、外１０筆、計[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]株式会社へ。農地所有適格法人。

５　野口町水足[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。

議案書３ページをご覧ください。

６　野口町水足[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。新設農家。

７　尾上町口里[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。新設農家。

８　平荘町小畑[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。新設農家。

９　平荘町一本松[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。新設農家。

議案書４ページをご覧ください。

１０　平荘町一本松[redacted]、外５筆、計[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。新設農家。

１１　西神吉町宮前[redacted]、外２筆、計[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。

１２　西神吉町鼎[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。新設農家。

議案書５ページをご覧ください。

１３　志方町上冨木[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。

１４　志方町上冨木[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。

１５　志方町横大路[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。

以上の案件につきまして、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

また、新設農家６件については、地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果、問題ないとの判断があったため、ヒアリングを省略しています。

つきましては、別紙、審議参考資料１～４ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第３条第２項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第９０号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長　　異議なしの声がありました。議案第９０号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長　　異議なしと認めます。議案第９０号について、許可することに決定いたします。

議長　　次に、議案第９１号を議題といたします。
議案第９１号の１９件については、８月１１日から９月１０日までに、農地法第３条、第１項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長　　次に、議案第９２号を議題といたします。
議案第９２号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局　　議案書１２ページ、審議参考資料５ページをご覧ください。
この議案は、農地転用するために、農地法第４条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第９２号　農地法第４条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。
１　東神吉町神吉[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さん。宅地拡幅用地、進入路拡幅用地及び庭園用地。
この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。
つきましては、別紙、審議参考資料５ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。
以上、よろしくご審議願います。

議長　　この案件について、現地調査をされた西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉委員　議席番号７番　都倉です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和８年９月１７日、調査者は、橋本副会長、藤原総務委員長、貴傳名委員と私、事務局２名の、合計６名で実施しました。

議案第９２号の１番。申請の土地の位置は神吉の中、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が畑、南が田、北が宅地となっており、隣接農地に影響はありません。地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長　事務局の議案朗読及び説明並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第９２号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長　異議なしの声がありました。議案第９２号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長　異議なしと認めます。議案第９２号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長　次に、議案第９３号を議題といたします。

議案第９３号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局　議案書１３ページ、審議参考資料６ページをご覧ください。

恐れ入りますが、議案の訂正をお願いいたします。議案第９３号のうち、５番につきましては、９月２４日付けで取下書の提出がありましたので、議案から削除願います。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第５条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第９３号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

１　神野町石守[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]　株式会社へ。賃貸露天農機具置場用地。

２　平岡町中野[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、株式会社[redacted]へ。露天駐車場用地。

３　八幡町船町[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。住宅建設に伴う庭用地。

４　上荘町国包[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さん　外１名へ。住宅用地。使用貸借権設定。

議案書１４ページをご覧ください。

６　志方町高畑[redacted]、[redacted]平米のうち[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。工事車両進入路用地。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料６～７ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長　　現地調査された委員の報告をお願いします。

１番から４番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

柿本委員　議席番号１５番　柿本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和８年９月１７日、調査者は、橋本副会長、藤原総務委員長、宇野委員と私、事務局２名の、合計６名で実施しました。

議案第９３号の１番。申請の土地の位置は石守の北、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が道路、西が水路、南が宅地、北が畑となっており、隣接農地に影響はありません。地元立会委員は、大形推進委員でした。

議案第９３号の２番。申請の土地の位置は中野の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が水路、南が田及び宅地、北が道路となっており、隣接農地に影響はありません。地元立会委員は、橋本推進委員でした。

議案第９３号の３番。申請の土地の位置は船町の中、現況は畑作。申請地の周囲は、東が水路、西が畑、南が宅地、北が雑種地となっており、隣接農地に影響はありません。

議案第９３号の４番。申請の土地の位置は国包の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が道路、南が道路、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。以上２件の地元立会委員は、篠原委員、前田委員、田代推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　次に、６番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉委員　議席番号７番　都倉です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和８年９月１７日、調査者は、橋本副会長、藤原総務委員長、貴傳名委員と私、事務局２名の、合計６名で実施しました。

議案第９３号の６番。申請の土地の位置は高畑の南、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が畑、西が雑種地、南が雑種地、北が道路となっており、隣接農地に影響はありません。地元立会委員は、丸山委員、安本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第９３号について、ご意見を承ります。

前田委員　議席番号１７番　前田です。４番と６番において、使用貸借権設定とあります。農地法第５条の規定による申請は権利移転するために行うものという認識であるが、このような権利設定も含まれるのか。

事務局　　農地法第５条の規定による申請には、使用貸借権や賃借権などの権利設定も含まれております。

議長　　ほかにご意見ございませんか。

意見なし

議長　　ご意見がないようですので、議案第９３号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長　　異議なしと認めます。議案第９３号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長　　次に、議案第９４号を議題といたします。
議案第９４号の３件については、８月１１日から９月１０日までに、農地法第４条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長　　次に、議案第９５号を議題といたします。
議案第９５号の４件については、８月１１日から９月１０日までに、農地法第５条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長　　次に、議案第９６号を議題といたします。
議案第９６号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局　　議案書１８ページをご覧ください。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第９６号　許可（受理）の取消等について報告のこと。

１　平荘町一本松[redacted]、外５筆、計[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。３条許可。

この案件につきましては、令和８年５月２７日付で農地法第３条の規定により所有権移転の許可を行いましたが、譲受人が変更となるため、令和８年９月９日付で取消願が提出されたものです。以上です。

議長　　議案第９６号については報告議案ですので、以上といたします。

議長　　次に、議案第９７号を議題といたします。

議案第９７号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局　　議案書１９ページ、審議参考資料８ページをご覧願います。

この議案は、２００平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第１３条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第９７号　農業用施設用地届出にかかる受理のこと。

１　加古川町大野[redacted]、[redacted]平米のうち[redacted]平米。[redacted]さん。農業用倉庫。一部転用。

この案件について、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料８ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法施行規則第２９条第１号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　この案件について、現地調査をされた東地区調査班の委員から報告をお願いします。

宇野委員　議席番号５番　宇野です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和８年９月１７日、調査者は、橋本副会長、藤原総務委員長、柿本委員と私、事務局２名の、合計６名で実施しました。

議案第９７号の１番。申請の土地の位置は大野の西、現況は畑作。申請地の土地の一部を農業用倉庫として利用するものであり、転用されても周辺農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、庄司推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第９７号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長　　異議なしの声がありました。議案第９７号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長　　異議なしと認めます。議案第９７号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長　　次に、議案第９８号を議題といたします。
議案第９８号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局　　議案書２０ページ、審議参考資料９ページをご覧願います。
この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、２０年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第２条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。
それでは議案を朗読いたします。
議案第９８号　非農地証明願承認のこと。
１　八幡町宗佐[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さん。平成５年頃より。
２　東神吉町出河原[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さん。昭和４９年頃より。
３　志方町大澤[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さん。昭和５０年頃より。
４　志方町行常[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さん。昭和４１年頃より。
この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。
すべて別紙、審議参考資料９ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。
以上、よろしくご審議願います。

議長　　現地調査をされた委員の報告をお願いします。
１番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

宇野委員　議席番号５番　宇野です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和８年９月１７日、調査者は、橋本副会長、藤原総務委員長、柿本委員と私、

事務局２名の、合計６名で実施しました。
議案第９８号の１番。申請の土地の位置は宗佐の東。申請地の現況は雑種地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、篠原委員、前田委員、田代推進委員でした。
以上、よろしくご審議願います。

議長　次に、２番から４番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

貴傳名委員　議席番号１３番　貴傳名です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和８年９月１７日、調査者は、橋本副会長、藤原総務委員長、都倉委員と私、事務局２名の、合計６名で実施しました。
議案第９８号の２番。申請の土地の位置は出河原の西。申請地の現況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。
議案第９８号の３番。申請の土地の位置は大澤の北。申請地の現況は山林となっており、申請どおりかと思われます。
議案第９８号の４番。申請の土地の位置は行常の中。申請地の現況は竹林となっており、申請どおりかと思われます。以上２件の地元立会委員は、丸山委員、安本推進委員でした。
以上、よろしくご審議願います。

議長　事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第９８号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長　異議なしの声がありました。議案第９８号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長　異議なしと認めます。議案第９８号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長　次に、議案第９９号を議題といたします。
議案第９９号の４件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長　次に、議案第１００号を議題といたします。

議案第１００号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局　議案書２３ページをご覧ください。
この議案は、改正農地法施行日、平成２１年１２月１５日より前に相続税の納税猶予の適用を受けて、この度２０年を経過しようとするもので、その利用状況を確認し税務署に報告するものです。
それでは議案をご説明いたします。
議案第１００号　相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況確認のこと。
１　加古川町美乃利[redacted]、[redacted]平米、外４筆、計[redacted]平米。[redacted]さん。
２　神野町西之山[redacted]、[redacted]平米、外４筆、計[redacted]平米。[redacted]さん。
３　野口町北野[redacted]、[redacted]平米、外６筆、計[redacted]平米。[redacted]さん。
４　野口町北野[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さん。
５　尾上町長田[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さん。
なお、これらの案件につきましては、地元委員により、対象農地を自ら所有し、自ら耕作しているとの報告を頂いております。
以上、よろしくご審議願います。

議長　事務局の議案朗読及び説明、現地調査の報告は終わりました。議案第１０６号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長　異議なしの声がありました。議案第１００号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長　異議なしと認めます。議案第１００号について、原案のとおり加古川税務署に特例農地の利用状況を報告することに決定いたします。

議長　次に、議案第１０１号を議題といたします。
それでは、議案第１０１号について、事務局の議案説明を願います。

事務局　議案書２５ページをご覧ください。
この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人　ひょうご農林機構が農用

地利用集積等促進計画を定めようとするもので、その計画案を策定するにあたり、同機構加古川農地管理事務所から農業委員会の意見を求められたものです。

それでは議案をご説明いたします。今回の議案は、平荘町小畑地区において、合計１筆、１，４１３平米をひょうご農林機構が借り受け、担い手へ転貸しようとするものです。なお、権利設定の期間は、公告日から令和１８年１２月３１日までとなっています。

権利の設定を受ける借受者については、認定農業者などであって、地域内の農業を担う者として地域計画における目標地図に位置付けられています。以上のことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号並びに第３号に規定する、すべて耕作要件や常時従事要件を満たしており、適正な計画と考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長　事務局の議案説明は終わりました。議案第１０１号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長　異議なしの声がありました。議案第１０１号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長　異議なしと認めます。議案第１０１号について、農業委員会として問題ないものとして、公益社団法人ひょうご農林機構　加古川農地管理事務所長に回答することに決定いたします。

議長　次に、議案第１０２号を議題といたします。

議案第１０２号について、事務局の議案説明を願います。

事務局　議案書２６ページをご覧ください。

この議案は、農業経営基盤強化促進法第１９条第１項に基づき作成された地域計画について、その計画の一部を変更しようとするもので、同条第６項の規定により加古川市長から意見を聴かれたものです。

変更する内容については、わずかな区域の農地転用を行うため地域計画の区域から外すもの、及び、担い手となる耕作者を新たに位置付けるもの、担い手となる耕作者を変更するものまたは担い手から外すもので、計画全体への影響は限定的なものです。

また、当該地区の農業団体長の同意を得ており、地元委員に意見聴取した

ところ支障がないとの回答があったことから、加古川市農業委員会農地法事務に関する専決処理規程第２条第２項の規定により、会長専決により令和８年８月２４日付で市長へその旨を回答したことを報告いたします。以上です。

議長　　議案第１０２号については報告議案ですので、以上といたします。

議長　　皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

（閉会時刻　　午後２時１０分）

加古川市農業委員会

会　長　丸　山　良　作

令和８年９月２５日

署名委員（８番）

署名委員（９番）